

# 松本市学習用タブレット端末使用時のルール

松本市教育委員会

松本市立〇〇中学校

学習用タブレット端末は、みなさんの学力向上のために、松本市が貸し出ししているものです。みなさんの「学び」につながる使い方ができるよう、適切に使っていきましょう。

## 1 タブレット端末を使う目的

- ・ 学校で貸し出すタブレット端末は、授業だけでなく、学校生活を充実させるための道具として、持ち帰り時の学習での利用を含め日常的に使えるように整備しました。
- ・ これからの情報を活用した社会を生きていくみなさん一人ひとりが、デジタルメディアやインターネットを通じて、必要な情報を正しく選択したり、発信や公開のマナー、ネットワークサービスや機器の適切な使い方などを考えたりしていく機会にしましょう。

## 2 使用する場所や使い方の注意

### (1) 使い方の基本

- ・ 自分のタブレット端末は自分でしっかり管理しましょう
- ・ タブレット端末はこわれやすいので、落とさないように注意しましょう。カバーやケースがあれば、できるだけ利用してください。
- ・ 学校やクラスで決めたルールを守り、学校や放課後や家庭で使用しましょう。
- ・ タブレット端末を持ち帰らずに下校するときは、指定の充電保管庫に電源ケーブルを接続して保管してください。また家庭で保管するときは、夜間に充電を行いましょう。

### (2) タブレット端末を移動するとき

- ・ 持ち歩いて移動するときは、「タブレット端末の落下」に注意しましょう。歩く際はしっかりと手で支えて、カバーやケースがあればできるだけそれを利用してください。
- ・ 持ったまま走ったり、地面に直接置いたりしないようにしましょう。

### (3) その他

- ・ タブレット端末は「水にぬれそうな場所」や「湿気の多い場所」で使ってはいけません。また、日光の下やストーブの近くなど「温度の高い場所」に置いてはいけません。
- ・ 画面にシャープペンなど先のとがった硬いもので触れたりすることや、磁石を近づけたりするなどはしてはいけません。
- ・ タブレット端末に貼ってあるシールをはがしたり、また勝手にシールを貼ったりしてはいけません。

			
<p>持ったまま走ったり、地面に置いたりしない。</p>	<p>割れやすい画面の上に物を置かない。</p>	<p>湿気の多いところや熱いところに置かない。</p>	<p>先のとがったものや、磁石を近づけたりしない。</p>

### 3 カメラを使用する際の注意

- ・ 「写真を撮る」ことは、撮られる人や物によっては、他人の権利を侵害し、トラブルになることもあります。トラブルを避けるために、先生が許可したとき以外はカメラを使ってはいけません。
- ・ カメラで人物を撮影するときは、写る人の許可が必要です。また、個人が特定できる写真を無断でインターネットに掲載したり公開したりすることは絶対にやってはいけません。
- ・ タブレット端末等で撮影保存したデータは年度末までに消去をするなど、普段からデータの整理をしておきましょう。

### 4 IDやパスワードについて

- ・ IDやパスワードは、インターネット上のあなたの情報を守る“鍵”です。他人に教えたり共有してはいけません。また、「なりすまし（他人のIDを勝手に使う行為）」は絶対に行ってはいけません（犯罪行為です）。
- ・ 学校が配布したIDやパスワードは、学習のためだけに使用してください。また、配布された個人のIDは、学校で配布したタブレット端末のみ使用してください。  
※ 自分のスマートフォンや家のパソコンで使用することは基本的にやめてください。システム管理者や知り合いに、あなた個人のスマートフォンやパソコンの中身、また共有ドライブが見えてしまう心配があります。
- ・ 家族やあなた個人のID（自分で取得したGoogleアカウントやApple ID、その他のアカウント）を学校のタブレット端末に入れてはいけません（※ 同じく情報漏洩の危険性があります）。

### 5 ゲームの禁止

学校のタブレット端末は「学習用」ですので、個人的なゲームをすることは禁止です。学習のために先生が許可した時間と使い方を守りましょう。

### 6 禁止事項

#### (1) 法律で禁止されていること

使い方を間違えると犯罪につながる可能性があります。分からないことや困ったことがあったら、すぐにお家の方や先生に相談しましょう。

- ① インターネットで違法に掲載されている情報の閲覧（違法にアップされているマンガやゲームや動画等）
- ② インターネット上で、誹謗中傷や悪口等で人を傷つけたりすること
- ③ 自分や他人の個人情報、インターネットやSNSや動画のコメントに投稿するなどの「不適切な書き込み」や写真やデータを勝手にインターネットに公開や保存すること
- ④ 児童ポルノ（18歳未満の性的な写真等）の所持や公開や作成に関わること

#### (2) 上の(1)以外でやってはいけないこと

- ① 学校から配布したタブレット端末の設定を勝手に変更すること
- ② 許可されていないアプリを、勝手にダウンロードして使うこと
- ③ 上記のほか、公序良俗に反したり社会的に不適切な行為をすること・・・など

## 7 ホームページ等の閲覧記録について

ホームページ等の閲覧情報は、学習状況の記録として個人のプライバシーを配慮した特別な方法で管理しています。また、禁止行為を行った場合は、学校長など管理者が皆さんにタブレット端末の使い方を聞いたり確認することがあります。

## 8 健康のために

規則正しい生活が送れるように、タブレット端末との付き合い方を自分で考えたり工夫しましょう。

- ・ タブレット端末を使う際は、明るい場所で、正しい姿勢で、画面から目を30cm以上離して使ってください。
- ・ 画面を注視し続けると目に負担がかかります。30分に一度は、20秒以上遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませてください。
- ・ 夜間にタブレット端末を見続けると、寝不足や依存症など体の不調につながる可能性があります。就寝<sup>しゅうしん</sup>1時間前には画面を見ないようにしましょう。

## 9 タブレット端末を家庭に持ち帰って使うときの注意

- ・ 学校と家庭とを結んだオンライン授業を除き、家庭での使用時間は「1日1時間」を目安に、家の人と相談して決めましょう。
- ・ 家でのタブレット端末の保管場所を相談して決めましょう。
- ・ 登下校中、タブレット端末はカバンから出してはいけません。
- ・ 持ち帰りをしても、学校がある日は毎日持参するのが基本です。また、夜には必ず充電しておきましょう。
- ・ 家庭で使うときも、使用のルールは学校にいるときと同じです。学習目的以外に使ってはいけません。
- ・ 学校から配布したタブレット端末は、夜9時から朝6時までにはインターネットにつながりません。夜はしっかり眠り、規則正しい生活を心がけましょう。

## 10 グループウェア (Google Workspace) について

- ・ グループウェアは、学校の授業や学習のために用意したものです。
- ・ グループウェアの共有ドライブは、学校のみなが使う保存場所です。勝手に保存したり、ファイルを消したりしないようにしましょう。
- ・ データの保存は、先生が指示したもののみ保存してください。
- ・ 共有ドライブや個人のドライブは、データを永久保存する場所ではありません。

学年が上がる際やクラス替えがあった場合、データが消えてしまうこともあります。基本的に1年に限っての利用と考えて、古いデータを消去して次の年に新しいデータを保存する、と考えてください。

- ・ 電子メールの利用は禁止します。

※ Google Workspace などのグループウェアは、学習状況の記録が行われています。学習に関係のないデータの保存や書き込みをした場合、その記録もそのまま残ってしまうことがありますので注意してください。

## 1 1 オンライン授業の注意

- ・ オンライン学習を行う際は、先生から指示や許可なしで勝手に画面の保存（録画や録音）を行ってはいけません。
  - ※ 録画されたくない人や他人の権利（著作権や肖像権など）への配慮です。なお、教材や課題などの記録など、先生の指示があったときはこの限りではありません。
- ・ オンライン授業中、チャットやストリーム（タイムライン）を使う場合は、先生の指示のもと適切に使用してください（授業に関係のない雑談はしないこと）。

## 1 2 トラブル対応

- (1) インターネット
  - ・ もしも怪しいWebサイトに誘導されて入ってしまったときは、すぐにWebブラウザの利用を終了しましょう。
  - ・ タブレット端末画面に「警告」や何か心配な表示が出た場合は、すぐに使用を中止して先生に報告してください。
- (2) タブレット端末
  - ・ タブレット端末がこわれた場合（起動しない、画面が動かなくなってしまった、など）は、すぐに先生に連絡をしてください。
- (3) アカウント
  - ・ アカウントカードを紛失した場合は、すぐに先生に教えてください。

## 1 3 使用の制限

- ・ ルールを守りながらタブレット端末を使うことは、ネットトラブルや犯罪に巻き込まれないための大切なことです。みなさんが加害者、また逆に被害者にならないよう、深く考えて行動しましょう。また、どうすればよいのかわからない場合は、ひとりで悩まず保護者や学校の先生に相談しましょう。
- ・ 使い方のルールが守れない状況になったときは、一時的にタブレット端末の使用を停止することがあります。

## 1 4 タブレット端末の修理について

- ・ 学校内でタブレット端末を破損してしまった場合は、基本的には教育委員会が修理対応をします。
- ・ ただし、故意による破損（タブレット端末を投げつけたり叩きつけた、など）や紛失した場合など、状況に応じてはご家庭に費用を求める場合があります。